



## 次期教育振興基本計画について

2023年3月8日付

中央教育審議会答申の概要

拓殖大学名誉教授 山下 省蔵

### 1. はじめに

文部科学大臣から2022年2月に、第4期の教育振興基本計画の策定について中央教育審議会に対して諮問があり、それを受けての答申である。

次期計画の策定に当たっては、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」を検討の視座として審議を行ったとしている。

この答申は、A4用紙で77ページ余りに及んでおり、この計画のコンセプトとしては、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本の方針のもと、16の教育政策の目標と基本施策及びその指標がまとめられている。

ここでは中等教育に関する内容に焦点を当てまとめているので、詳細については文部科学省のホームページから、原文を参照されたい。

### 2. 我が国の教育の現状と課題と展望について

#### (1) 教育の普遍的な使命

教育基本法の理念と目的の実現を目指すことは、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代においても変わることのない、教育の「不易」であるとしている。

この教育振興基本計画は、「不易」を普遍的な使命としつつ、社会と時代の「流行」の中で、教育の羅針盤にあたるとしている。

#### (2) 現行の第3期計画期間中の成果と課題

教育基本法の改正後、第3期教育振興基本計画（2018年6月15日閣議決定）においては、

2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示し、『教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する』ことを基本的な方針として掲げ、「教育立国」の実現を目指して取組を進めてきている。

その成果は、初等中等教育段階では、PISA等の国際調査でも高い学力水準を維持し、またGIGAスクール構想により児童生徒1人1台の端末と高速通信ネットワーク等のICT環境の整備が図られた。さらに小学校においては35人学級の整備や高学年教科担任制の推進等による教職員定数の改善もみられている。

#### (3) 社会の現状や変化への対応と今後の展望

これまでの教育計画の課題としては、少子化や人口減少や高齢化の進展等に伴い、子供の貧困の固定化などが社会の課題として取り上げられている。

そこで、これからの2040年以降の社会を見据えたとき、予測できる社会の変化としては、人口減少が進み、現在の生産年齢人口である15～64歳の人口は、2050年には現在の3分の2に減少すると推定されている。

我が国の労働生産性は国際的に見て低いとされており、このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれる状況にある。

さらに、AIやロボットの導入により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見能力や的確な予測、革新性といった能力がより一層求められ、労働市場の在り方や働く人に必要とされるスキルが変容するとみられている。

経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めた幸福や生きがいを指標とした「ウェルビーイング (Well-being)」の考え方が重要視されてきている。

これからの社会では、多様化が進む中で、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残すことなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指す必要がある。

また、成年年齢や選挙権年齢が18歳に引き下げられたことにより、若者の自己決定権が認められ、また、こどもに関する基本法及び家庭庁設置法が施行され、子供の権利や利益への対応も必要になってきている。

さらに、これからの未来社会像については、第6期科学技術・イノベーション基本計画において、持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保し、一人一人が多様な幸せを実現できる、人間中心の社会としての「Society 5.0 (超スマート社会)」の実現が期待されるとしている。

これからの社会の現状や変化を踏まえて、2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来しているとの認識の下、目指すべき社会像の中での教育の在り方が示されているとしている。

#### (4) 教育政策に関する国内の動向

第3期計画期間中には、中央教育審議会において、「学校における働き方改革」答申、「令和の日本型学校教育」答申、「高等教育のグランドデザイン」答申、「第3次学校安全の推進に関する計画の策定」答申、「令和の日本型学校教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」などの教育施策が答申されてきたが、ここではその内容は省略する。

### 3. 今後の教育政策に関する基本的な方針

我が国の教育をめぐる現状や課題や展望を踏まえ、本答申では2040年以降の社会を見据えた教育政策における基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げている。

この両者については、今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であるとし、その実現に向けた取組が求められている。

その総括的な基本方針としては、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられ、次の5つの基本方針を示している。

#### (1) グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

我が国においては少子化・人口減少が著しく、将来にわたって財政や社会保障などの社会制度を持続可能なものとし、現在の経済水準を維持しつつ、活力あふれる社会を実現していくためには、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画の必要性が求められている。

そこで Society 5.0 においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定とその解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質と能力を備えた人材が期待されている。

#### (2) 日本に根差したウェルビーイングの向上

ウェルビーイングの実現には、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められている。

これまでの計画の基軸を発展的に継承し、誰もが地域や社会とのつながりや国際的なつながりを持つことができるような教育を推進することで、個人と社会のウェルビーイングの実現

を目指すことが重要であるとし、次の5つの基本的な方針が示されている。

① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

我が国がこれからも活力あふれる社会として持続していくためには、質の高い教育により一人一人の生産性や創造性を一段と伸長させていくことが急務であるとしている。

「令和の日本型学校教育」答申において指摘されている「正解（知識）の暗記」、「正解主義」への偏りから脱却し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行って、社会の持続的な発展を生み出す人材養成を求めている。

② 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進（共生社会の実現に向けた教育の考え方）

一人一人の多様なウェルビーイングの実現のためには、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要がある。

③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進（社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成）

社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している。近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、社会教育の役割が重要となる。

④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進（DXに至る3段階）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、デジタル化を飛躍的に推進する「デジタル田園都市国家構想基本方針」（2022年6月7日閣議）を決定した。

今後、社会でのDX（デジタルトランスフォーメーションとはデジタル技術を活用し、業務・事業経営を変革させること）やメタバースの活用（インターネットを利用した3次元の仮想空間やサービス）やWeb3.0（特定の管理者がいない分散型インターネット）等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野においてICTを活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが求められるとしている。

⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備と対話（教育政策推進の実効性の確保）

基本的な方針の①～④までの教育政策を推進し、本計画の実効性を確保するためには、経済的・地理的状况によらず、子供たちの学びを確保するための支援、指導体制・ICT環境の整備、地方教育行政の充実など、安全安心で質の高い教育環境の整備や、大学等の教育機関の機能強化などを図ることが重要であると指摘している。

#### 4. 今後の教育政策の遂行に当たっての評価と投資等の在り方について

(1) 教育政策の持続的改善のための評価と指標の在り方について

教育政策を推進するに当たっては、法令を遵守するとともに、より効果的・効率的な教育政策の企画・立案等を行う観点や、国民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営に取り組むことが重要である。

特に、教育政策は、幼児、児童、生徒及び学生の成長や可能性の伸長等を目指して行われるものであって、一人一人の様々な教育ニーズを踏まえた教育活動が求められている。

このため、教育の成果は多様であり、その評

価は多角的な分析に基づくべきものであることに留意する必要があるとしている。

教育政策の企画・立案段階では、目標とその具体的な施策を総合的かつ体系的に示すことが重要である。そのためには、過去の取組のフォローアップや政府統計を含む多様なデータとその分析及び教育現場との連携等を通じて明らかになった課題を踏まえつつ、客観的な根拠を重視して企画・立案に努めるように求めている。

さらに、企画・立案段階から、目標の達成状況に関する指標設定等を通じ、客観的な根拠を把握し、活かせる仕組みを組み込んでおくことが重要であるとしている

## (2)教育投資の在り方について

「未来への投資」としての教育投資の意義

教育は、個人の社会的自立の基礎を築き、ウェルビーイングを実現するものであると同時に、教育の成果は、単に個人に帰属するだけでなく、広く社会全体に還元され、社会の維持・発展の原動力となるものである。

教育の人材育成に必要な「人への投資」は成長への源泉であり、国や企業による教育機関や個人への投資は、それを受ける立場に立てば分配の意味を持っている。

我が国においては、デジタル化の一層の進展などにより社会が大きく変革する中で、人口減少に伴う労働力不足が心配されている。

特に、創造性を発揮し付加価値を生み出していく原動力は人であり、人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を生み出すためにも、教育への効果的な投資を重視すべきとしている。

## 5. 今後2023年度から2027年度までの5年間の教育政策の目標と基本施策について

目標としては、16項目があげられ、それぞれ①教育政策の目標、②目標を実現するための基本施策、③目標の進捗状況を把握するための指標が示されているが、紙面の都合で「目標1」のみ、その「基本施策」と「指標」を記述した

が、他の項目については、「目標」だけの記述にとどめ他の項目は省略した。

「目標(1)確かな学力と幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成」では、学校段階間や学校種間及び学校と社会との連携を図りつつ、各学校段階を通じて、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成及び幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力などを育成する。

なお、初等中等教育段階では、多様な個々の状況に応じた学びの実現を目指すとしている。

「基本施策」としては、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」、「新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施」、「幼児教育の質の向上」、「高等学校教育改革」、「社会に開かれた教育課程」等を実現する。

また、普通科改革や産業界などの外部リソースも活用した実践的な教育等を通じて、各高等学校の特色化・魅力化を一層促進し、生徒の学習意欲を喚起し、地域、高等教育機関、行政機関等との連携を推進すべきとしている。

「指標」としては、知識・技能、思考力・判断力・表現力や、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成する。

PISAの科学的リテラシー及び数学的リテラシーについては、世界トップレベルである現状の水準を維持し、読解力については同水準への到達を目指すべきとしている。

「目標(2)豊かな心の育成」では、子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを育み、子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育むとしている。

「目標(3)健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成」では、生涯にわたって運

動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図るとしている。

「目標(4)グローバル社会における人材育成」では、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する人材の育成を掲げている。

「目標(5)イノベーションを担う人材育成」では、新たな価値を生み出す創造性を有し、既存の様々な枠を越えて活躍できる人材を育成する。

「目標(6)主体的に社会の形成に参画する態度の育成と規範意識の醸成」では、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度と規範意識を身に付け、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う。

「目標(7)多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」では、多様なニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保する。

「目標(8)生涯学び、活躍できる環境整備」では、人生100年時代を見据え、生涯現役で活躍できる環境を整備する。

「目標(9)学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上」では、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進する。

「目標(10)地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」では、地域コミュニティの基盤強化に向けて、地域住民の学びの場である社会教育施設の機能強化や社会教育人材養成等を通じ、社会教育を推進する。

「目標(11)教育DXの推進・デジタル人材の育成」では、教育においてICTの活用が日常化するよう、初等中等教育段階では、当面DXの

第3段階を見据えながら、第1段階から第2段階への移行を着実に進めるとともに、第3段階に相当する先進事例の創出、高等教育におけるデジタル人材育成、社会教育分野のデジタル活用推進等に取り組むべきとしている。

「目標(12)指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化」では、教師の養成、採用、研修の改革や、魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上を進める。教師が教師でなければできないことに注力できる体制を整備する。

「目標(13)経済的状況や地理的条件によらない質の高い学びを確保する」では、家庭の経済状況や地理的条件によらず、希望すれば誰もが質の高い教育を受けられるように、教育費負担の軽減を図るとともに、へき地や過疎地域等における学びの支援を行う。

「目標(14)NPO・企業・地域団体等との連携・協働」では、NPOや企業、地域団体等との連携・協働により、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域と一体化した活動を推進する。

「目標(15)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保」では、学校施設の安全・安心を確保しつつ、新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備等を進めるとともに、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。さらに、子供たちが安心・安全に学校生活を送ることができるように、学校安全を推進する。

「目標(16)各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定やフォローアップ」では、子供を含む各ステークホルダーからの意見聴取・対話を行い、計画へ反映させる等、当事者の意見を取り入れた計画の策定・実施を推進する。

以上が、達成目標として掲げられている。